

所沢商工会議所会報誌 広告掲載サービス利用規程

第1条 (目的)

所沢商工会議所(以下、「当所」という)会報誌の広告掲載サービス(以下、「当サービス」という)は、会員企業及び管内企業等の発展に資することを目的とする。

第2条 (内容)

当サービスは、企業の経営活動に資する広告を当所会報誌に掲載することを指す。

第3条 (利用の制限)

当サービスは、企業の経営活動に資する広告を当所会報誌に掲載するものであり、その内容や作成責任を有する企業等に対して信用を与えるものではないこと、及び下記事項のいずれかに該当した場合は、利用を制限することとする。

- (1) 公序良俗に反すること
- (2) 関係法規に違反すること
- (3) 誤解を与える恐れがあること
- (4) 他の会員、消費者に不当な利益を与える恐れがあること
- (5) その他、当サービス利用上不適当と認められること

2 当サービスの広告の大きさは、別紙「広告掲載サービスのご案内」のとおりとする。

3 申込者が多数の場合、当サービスの利用については当所の決定に従うこととする。

4 広告掲載の原稿については、発行月の前月15日までに、当所へ完全版下の原稿を提出することとする。また、当所にて原稿を作成する場合、別途所定の費用を申込者が負担することとする。

5 広告掲載の内容については、変更することができる。但し、変更する原稿の提出については、前項の定めるところとする。

第4条 (利用の停止)

前条に反する、あるいはその他の理由により不適当と認められる場合、当サービスは履行しないこととする。

第5条 (責任の帰属)

当サービスに関する手続き上のトラブルは、双方誠意をもって対応することとする。また、当サービスにより生じた取引上のトラブル等について、当所は一切の責任を負わない。

第6条 (利用料金)

当サービスの利用料金は、別紙「広告掲載サービスのご案内」の料金表のとおりとする。

第7条 (利用料の納入)

別紙「広告掲載サービスのご案内」に定める料金表に基づき、当該広告を掲載した当所会報誌発行月の末日までに、支払いを完了することとする。

第8条 (申込み手続き)

当サービスを希望する場合は、当規程に同意の上、所定の申込書を当所業務課会報誌担当に提出することとする。また、当サービスを開始する場合、掲載する広告の原稿を、原則、発行月の前月15日までに提出することとする。

附則 本規定は平成31年2月号の会報誌から適用する。